

日産カード Visa・Mastercard 会員規約

条項	旧	新
<p>第2条 (カードの発行と管理)</p>	<p>第2条 当社は本人会員、家族会員（以下あわせて「会員」という。）に、当社が発行するカードを貸与します。なお、会員はカード発行の申込みに際し、自ら保有する自動車を当社に通知し、当該自動車に関する情報をカード上の IC 部分に登録することができます。</p>	<p>第2条 当社は本人会員、家族会員（以下あわせて「会員」という。）に、当社が発行するカードを貸与します。</p>
<p>第14条 (届出事項の変更)</p>	<p>第14条 会員は、次の各号の事由が生じたときは、直ちに当社宛所定の変更手続をしていただきます。①会員が当社に届出た氏名、住所、職業、勤務先、メールアドレス、お支払預金口座、及びカードの利用目的その他の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき会員が当社に届出た事項に変更があったとき②カードに登録された自動車の保有を失ったとき、又は当該自動車の代わりに他の自動車の保有を開始したとき</p> <p>2. 前項第1号の届け出がないために当社から送付する通知書、書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、前項の変更手続を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めたときはこの限りでないものとします。</p> <p>3. 当社は、会員と当社との各種取引において、会員が当社に届出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新のお届け又は収集内容に変更することができるものとします。</p>	<p>第14条 会員は、氏名、住所、職業、勤務先、メールアドレス、お支払預金口座、当社に届出た保有自動車に関する情報、及びカードの利用目的その他の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき会員が当社に届出た事項に変更があったときは、直ちに当社宛所定の変更手続をします。</p> <p>2. 前項変更手続がないために当社から送付する通知書、書類等が延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、前項の変更手続を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めたときはこの限りでないものとします。</p> <p>3. 当社は、会員と当社との各種取引において、会員が当社に届出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新のお届け内容又は収集内容に変更することができるものとします。</p>